

# 小規模特別養護老人ホーム東部の郷 運営規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人歓友会が設置運営する小規模特別養護老人ホーム東部の郷（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (定員)

第3条 施設の定員は29名とする。

2 ユニット数、ユニット名及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 一 ユニット数     | 3ユニット       |
| ニ ユニット名及び定員 | あやめユニット 9名  |
|             | こぶしユニット 10名 |
|             | さくらユニット 10名 |

### (施設の名称及び所在地等)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 一 名称  | 小規模特別養護老人ホーム東部の郷 |
| ニ 所在地 | 山形市松波三丁目4番5号     |

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及びその員数)

第5条 施設に次の従業者を置く。

- |           |     |    |
|-----------|-----|----|
| 一 管理者     | 1名  | 兼務 |
| 二 生活相談員   | 1名  |    |
| 三 介護支援専門員 | 1名  | 兼務 |
| 四 介護職員    | 18名 |    |
| 五 看護職員    | 1名  |    |
| 六 機能訓練指導員 | 1名  | 兼務 |
| 七 医師      | 1名  |    |
| 八 栄養士     | 1名  |    |

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他従業員を置くことができる。

(職務の内容)

第6条 従業者の職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者

利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め入居者及びその家族等の相談に応じると共に、必要な助言を行う。

三 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成すると共に、必要に応じて見直し変更を行う。

四 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

五 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またその減退を防止する為の訓練を行う。

## 七 医師

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

## 八 栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導を行う。

- 2 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護師を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

## 第3章 入退居

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 施設は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下施設サービスという。）提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得た上で契約を締結することとする。

(提供拒否の禁止)

第8条 施設は正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者につ

いては、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、指定居宅介護支援が入居者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行うものとする。

#### (入退居)

第12条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

### 第4章 サービスの内容及び費用の額

#### (施設サービスの取扱方針)

第13条 施設は施設サービスの提供にあたって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サ

ービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 施設は施設サービスの提供にあたって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 施設は施設サービスの提供にあたって、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 施設は施設サービスの提供にあたって、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 従業者は、施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第15条 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (施設サービス計画の作成)

第16条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めることとする。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、入居者に対する施設サービスの提供にあたる担当者等によるサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、施設サービス計画を入居者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。施設サービスの変更に当たっては第2項から第8項の手続を経て行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

一 定期的に入居者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入居者が要介護更新認定を受けた場合

二 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(介護)

第17条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援することとする。

3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うこととする。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えることとする。

6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備することとする。

7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

8 施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させることとする。

9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第18条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第20条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
  - 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
  - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第21条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第23条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。



(利用料及びその他の費用の額)

第24条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食費 1, 445円(日額)

二 居住費 2, 006円(日額)

三 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 理美容代 実費

五 教養娯楽としてリクリエーションやクラブ活動等にかかる費用 実費

六 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

## 第5章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第26条 入居者は、管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。

- 2 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外での喫煙をしてはならない。
- 3 建物、備品その他器具を棄損し、又は持ち出さない。
- 4 けんか、口論又は暴力行為等他人に迷惑をかけない。
- 5 施設内での他人に対し、宗教活動又は政治活動を行わない。

(外出及び外泊)

第27条 入居者が外出又は外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設職員に通知するものとする。

(健康保持)

第28条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等、特別の理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持への協力)

第29条 入居者は、生活環境保全のため、施設内の清掃、整頓、その他環境衛生保持に協力する。

(入居者に関する市町村への通知)

第30条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付して市町村へ通知するものとする。

- 一 正当な理由がないにもかかわらず、サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

## 第6章 非常災害対策等

(緊急時の対応)

第31条 従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急事態が生じた場合には、すみやかに主治医又は協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
  - 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。ただし施設及び従業者の責めに帰すべからざる理由による場合はこの限りではない。

#### (非常災害対策)

- 第33条 施設は非常災害時において、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。
- 2 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

### 第7章 その他運営に関する事項

#### (勤務体制の確保等)

- 第34条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 2 施設は、当該施設の従業者によって施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - 3 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

#### (記録の整備)

- 第35条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第36条 施設は、提供した施設サービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村からの文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うと共に報告するものとする。
- 4 施設は、提供した施設サービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うと共に報告するものとする。

(掲示)

第37条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(地域との連携)

第38条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流を図る。

(運営推進会議)

第39条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員又は施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設について知見を有する者等により構成される協議会（「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(協力病院等)

第40条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、協力病院を定めておく。

(衛生管理等)

第41条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第42条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第43条 施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設及び従業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第44条 この規程に定めのない事項については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、特別養護老人ホームの設備運営に関する基準その他関連法令の定めによるところによる。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月10日から施行する。